

修正箇所一覧

修正ページ			旧	種別	新
編	始	終			
1	全体		該当部欄の「水道部」	修正	「上下水道局」へ変更 ※「給水部」は変更無
2	全体		該当部欄の「下水道部」	修正	「上下水道局」へ変更 ※「下水道施設部」は変更無
3	全体		語学ボランティア	修正	通訳ボランティア
4	全体		通訳・翻訳ボランティア	修正	通訳ボランティア
5	全体		国際ボランティア	修正	通訳ボランティア
6	全体		外国語通訳や・翻訳ボランティア	修正	通訳ボランティア
7	全体		外国語や通訳ボランティア	修正	通訳ボランティア
8	全体		通訳スタッフ	修正	通訳ボランティア
9	全体			その他	誤字・脱字の修正、文字等の体裁の統一
10	共通編	4	第2 地形・地質 本市の区域は、東西に10.2km、南北に11.8km、面積61.97km ² である。	更新	第2 地形・地質 本市の区域は、東西に10.2km、南北に11.8km、行政区域面積61.95km ² である。
11	共通編	5	第3 気象（表一川口市の気象）	更新	表の19年次を削除、29年次のデータを追加し、平均を修正した
12	共通編	8		更新	<表一常住地による就業者数・通学者数>
13	共通編	9	市内に居住している外国人は、30,786人（平成29年4月1日現在）である。	更新	市内に居住している外国人は、33,650人（平成30年4月1日現在）である。
14	共通編	9		更新	<表一災害時の要配慮者となる数の算定>
15	共通編	9		更新	<表一国籍別・外国人住民数>を更新
16	共通編	11		更新	<表一市内を通る道路の現状>
17	共通編	12		更新	本文及び<表一市内9駅の利用状況>の数字の更新
18	共通編	14	3 区域区分及び用途地域 本市は面積6.197haのうち、5.467ha（88.2%）が市街化区域であり、用途地域別の面積では、住居系69.4%、商業系4.9%、工業系25.7%となっている。	修正	3 区域区分及び用途地域 本市における都市計画区域面積6.197haのうち、5.467ha（88.2%）が市街化区域であり、用途地域別の面積では、住居系69.4%、商業系4.9%、工業系25.7%となっている。
19	共通編	14	<表一用途地域の指定状況> （平成29年4月1日現在）	更新	<表一用途地域の指定状況> （平成30年4月1日現在）
20	共通編	15	<表一防火地域及び準防火地域の指定状況> （平成29年4月1日現在） 防火地域：57.2ha 準防火地域：537.3ha	更新	<表一防火地域及び準防火地域の指定状況> （平成30年4月1日現在） 防火地域：58.3ha 準防火地域：536.2ha
21	共通編	47	また、配水管の延長、塩ビ管や鉄管など配水管の種類を考慮	修正	また、配水管の延長・種類を考慮
22	共通編	72	(1)防火・準防火地域の指定 市では、市街地における火災の危険性を防止するため、～行っている。	修正	(1)防火・準防火地域の指定 本市では、市街地における火災の危険性を防止するため、～行っている。
23	共通編	73	②生け垣設置等奨励補助制度の活用 3段階 平成28年度までの補助金利用は260件であり、	更新	平成29年度までの補助金利用は265件であり、
24	共通編	74	布設から40年以上経過した管を、耐震型ダクタイル鉄管に	修正	布設から40年以上経過した管を、老朽度に応じて順次、耐震型ダクタイル鉄管に
25	共通編	76	2 農地・緑地の保全 2段階目 生産緑地の新規地区の指定を行う。	修正	生産緑地地区の新規指定を行う。
26	共通編	78	高校(9か所)	修正	高校(7か所)・旧市立高校(2校)
27	共通編	83	埼玉県生活保全条例	修正	埼玉県生活環境保全条例
28	共通編	83	第2 土地利用の適正化 1 土地利用の規制・誘導 第4次川口市総合計画、川口市都市計画基本方針など	修正	第2 土地利用の適正化 1 土地利用の規制・誘導 第5次川口市総合計画、川口市都市計画基本方針など
29	共通編	84	4 地区計画などの活用 本市では、23地区447.4haに対して地区計画を指定している（平成29年4月1日現在）。	更新	4 地区計画などの活用 本市では、24地区448.5haに対して地区計画を指定している（平成30年4月1日現在）。
30	共通編	86	水道事業管理者	修正	上下水道事業管理者
31	共通編	86		修正	<図一震災時の初動体制概要図・非常体制第2配備>
32	共通編	88	(水道事業管理者)	修正	(上下水道事業管理者)
33	共通編	92	情報収集部自治振興課長の班長に協働推進課長が入っている	削除	削除
34	共通編	92	1 交通安全機関との連絡調整に関する事。 (1)警察及び道路管理者との連絡調整に関する事。	追加	追加 (2)関係機関との公共交通の情報収集に関する事。
35	共通編	92	2 交通安全対策の実施に関する事。(1)災害時における車両及び歩行者等の誘導に関する事。(2)交通規制の実施に係る協力に関する事。	修正	変更 2 所管施設の保安全管理及び災害応急対策に関する事。
36	共通編	93	情報収集部副班長に自治振興課長が入っている	修正	市民生活部理事に変更
37	共通編	93	救助第3部	修正	班を2班に分け、分担業務も分けた。一部修正あり。(地域保健センターの追加を番号を変えて記載)
38	共通編	93		修正	救助第3部を保健衛生班・保健所班・学校施設班とする
39	共通編	94	1 医療機関の被害調査及び連絡調整に関する事	修正	1 医療機関の被害調査及び連絡調整に関する事
40	共通編	94		追加	4保健予防活動に関する事
41	共通編	94	水質調査	修正	水質試験
42	共通編	95	1官・民の被災建築物の応急危険度判定に関する事。	修正	1被災建築物の応急危険度判定に関する事。
43	共通編	95	2応急仮設避難所の建設に関する事。 建築物の「第2次被害家屋調査」に関する事。	修正	2建築物の「第2次被害家屋調査」に関する事。
44	共通編	96	(副部長担当職名)都市整備管理課長	修正	(副部長担当職名)都市整備部理事
45	共通編	97	下水道施設部	削除	
46	共通編	97		修正	組織改正により副部長担当職名、班長担当職名、分担業務を変更
47	共通編	97		削除	医療部学校施設班を削除
48	共通編	98	給水部	修正	来年度の組織改正に伴い、給水部・下水道施設部として統合
49	共通編	99	「生涯学習班」中、班長担当職名中「科学館長」	修正	施設班に変更
50	共通編	99	1 所管施設の保安全管理及び災害応急対策に関する事。 2 所管施設の被害状況の調査に関する事。 3 給食調理員の動員に関する事。 4 食中毒防止に関する衛生管理の点検と実施に関する事。	修正	1 所管施設の保安全管理及び災害応急対策に関する事。 2 所管施設の被害状況の調査に関する事。 3 給食調理員の動員に関する事。
51	共通編	99	学務課長	修正	庶務課長
52	共通編	103	3か所のスポーツセンターを物資集積拠点とし、食料・飲料水・その他生活必需品等を備蓄し、	修正	3か所のスポーツセンターを物資集積拠点とし、食料・その他生活必需品等を備蓄し、
53	共通編	103		追加	9保健予防拠点 市全体の健康状態や生活状況の分析、予防的な保健活動を実施する。

修正箇所一覧

修正ページ			旧	種別	新
編	始	終			
54	共通編	104	104	あずま橋通り	修正 八間通り・あずま橋通り
55	共通編	111	111		追加 ・「2 耐震性貯水槽の整備」内の数字変更(3箇所) ・「3 防火水槽の強化及び長寿命化」の追加 ・上記追加の伴う番号修正 ・「第3 火災の拡大防止」内「2 特殊車両などの整備」に「及び大規模倉庫や地下鉄等での火災に備えた大型ブローア装置」を追記 ・「第3 火災の拡大防止」内「3 消防水利の整備」に「とともに、老朽化した防火水槽の強化・長寿命化を計画的に行う。」を追記
56	共通編	113	113	② ホームページ、メールでの伝達	修正 ② ホームページ、メールなどでの伝達
57	共通編	113	113	メール配信のシステム	修正 メール配信等のシステム
58	共通編	122	122	防災用資機材を用いて行う救助活動は、発災直後に行わなければならないため、防災用資機材は即確保できるよう分散配置する。このため、既存の備蓄場所に加えて自主防災組織や町内会単位で備蓄場所を整備していく。	修正 防災用資機材を用いて行う救助活動は、発災直後に行わなければならないため、防災用資機材は即確保できるよう分散配置する。このため、既存の備蓄場所に加えて自主防災組織や町会・自治会単位で備蓄場所を整備していく。
59	共通編	123	123	(1)要配慮者 ① 高齢者及び乳幼児	修正 (1)要配慮者 ① 高齢者及び乳幼児、妊産婦
60	共通編	123	123	① 65歳以上の単身高齢者及び高齢者のみの世帯 ② 障害者手帳を所持する単身者及び障害者のみの世帯 ③ 要介護3～5の要介護認定を受けた単身者及び要介護認定者のみの世帯。	修正 下記①～④に当てはまる者だけで生活している者。 ① 65歳以上の高齢者 ② 65歳未満の次の障害者手帳を所持する者 ③ 65歳未満の要介護3～5の認定を受けている者。
61	共通編	126	126		更新 1・①更新
62	共通編	126	126	避難誘導を実施する自主防災組織(または町会など)、防災リーダー、消防団などに対する教育を行う。さらに、災害時に福祉関係者の協力が得られるよう、防災訓練、広報などを通じて避難支援方法についての情報提供を行う。	修正 避難誘導を実施する自主防災組織(または町会・自治会など)、防災リーダー、消防団などに対する教育を行う。さらに、災害時に福祉関係者の協力が得られるよう、防災訓練、広報などを通じて避難支援方法についての情報提供を行う。
63	共通編	127	127	インターネット通信などの広報媒体を利用して、	修正 インターネットなどの広報媒体を利用して、
64	共通編	127	127	被災者からの相談(金銭、仕事、住宅、福祉、医療、保険、教育など)	修正 被災者からの相談(金銭、健康、仕事、住宅、福祉、医療、保険、教育など)
65	共通編	133	133	指定給水所60か所へコンパクトに	修正 指定給水所93か所へコンパクトに
66	共通編	133	133	指定給水所である各小中高等学校へ給水を	修正 指定給水所である各小中高等学校等へ給水を
67	共通編	135	135	川口総合高等学校体育館 連絡先 265-3315	修正 川口市立高等学校体育館 連絡先 483-5917
68	共通編	136	136	(2) 収集体制の確保 災害時には、通常時のくみ取り世帯以外に避難所開設やライフラインの被害により、避難所等に設置された仮設トイレのくみ取り作業が予想されることから、収集作業における収集・搬入道路の確保、作業車の燃料確保手段等をあらかじめ決めておく。 そのため、市災害対策本部との連絡を密にし、避難所における仮設トイレの整備状況など情報の共有を図る。 また、市内くみ取り業者との災害時応援協定、災害時の連絡・収集体制を整備し、収集作業を迅速に行えるように努める。	修正 (2) 収集体制の確保 災害時には、通常時の汲取り世帯以外に避難所開設やライフラインの被害により、避難所等に設置された仮設トイレの汲取り作業が加わり、収集業務の拡大が見込まれる。 そのため、市災害対策本部との連絡を密にし、避難所における仮設トイレの整備状況など情報の共有を図る。 また、市内汲取り業者との災害時応援協定、災害時の連絡・収集体制に基づき、収集作業を迅速に行えるよう努める。
69	共通編	137	137	(3) 広域処理体制の確保 し尿処理施設の破損、処理能力を超える量のし尿の発生、また、市内くみ取り業者の被災による収集業務の低下が予想される。 このことから、し尿処理施設を保有する近隣市や民間廃棄物処理施設との協力体制、収集運搬作業に伴う他市からの応援体制の確保、作業マニュアルについて検討を行う。	修正 (3) 広域処理体制の確保 し尿処理施設の破損、処理能力を超える量のし尿の発生、また、市内汲取り業者の被災による収集業務の低下が予想される。 このことから、し尿処理施設を保有する近隣市や民間廃棄物処理施設との協力体制、収集運搬作業に伴う他市からの応援体制の確保、作業マニュアルについて検討を行う。
70	共通編	139	139	芝スポーツセンター、～(略)～辻公園、芝第2グラウンド、稲荷丸運動広場、神根運動場の12か所	修正 芝スポーツセンター、～(略)～辻公園の9か所
71	共通編	142	142	1 市の行う災害対策	修正 1 市が行う災害対策
72	共通編	142	142	2 学校長が行う災害対策	修正 2 学校長が行う災害対策
73	共通編	145	145	(4)防災リーダー 町会または自治会の充実及び自主的な防災活動を展開することを目的に、市長が認定した者。	修正 (4)防災リーダー 町会・自治会の充実及び自主的な防災活動を展開することを目的に、市長が認定した者。
74	共通編	146	146	・既存のコミュニティである町会や自治会などを活用して結成する。	修正 ・既存のコミュニティである町会・自治会などを活用して結成する。
75	共通編	149	149	インターネットその他各種	修正 インターネットなど
76	共通編	172	172	建設部 都市計画部 都市整備部	削除 都市計画部 都市整備部
77	共通編	173	173	火災以外の罹災証明は、市長が行うものとし、罹災証明の発行事務は、第1被害家屋調査を税務班、第2被害家屋調査を建築審査班が担当し、受付及び発行は、情報班、支所班が行う。 火災による罹災証明は、消防庁が行うものとし、火災による罹災証明の発行事務は、予防班が担当する。	修正 火災以外の罹災証明は、市長が行うものとし、罹災証明の発行事務は、受け付け及び発行を、情報班、支所班が行い、第1被害家屋調査は税務班、第2被害家屋調査を建築審査班が担当する。 火災による罹災証明は、消防庁が行うものとし、火災による罹災証明の発行事務は、予防班が担当する。
78	共通編	175	175	火災による被害調査は火災発生と同時に、予防班の火災調査専用車両及び火災調査資機材を有効に活用し市内全域の調査を行う。	修正 火災による損害状況調査は災害活動が概ね終息した後、予防班の火災調査専用車両等を有効活用し市内全域の調査を行う。
79	震災編	1	1	・下水道部長 ・水道部長	修正 ・管理部長 ・事業部長
80	震災編	4	4	水道事業管理者、下水道部長、水道部長	修正 上下水道事業管理者、管理部長、事業部長
81	震災編	8	8	<図一初動体制概要図>遺体安置場所中、川口総合高等学校体育館	修正 川口市立高等学校
82	震災編	47	48		修正 ・「6 救助資機材などの活用」内「(1) 建設機械の活用」に「高度救助資機材及び大規模災害救助資機材等を活用して」を追記 ・「6 救助資機材などの活用」内「(2) 資機材の集結」に「高度救助資機材及び大規模災害救助資機材等」を追記 ・「6 救助資機材などの活用」内「(3) 資機材の調達」に「整備」及び「とともに、高度救助資機材及び大規模災害救助資機材等を計画的に整備する。」を追記
83	震災編	55	55	防災行政無線テレホンサービス	修正 防災行政無線テレホンサービスなど
84	震災編	67	67	1 安否確認の実施 渉外部	修正 1 安否確認の実施 渉外部、情報収集部、文教第1部、文教第2部、消防部
85	震災編	67	67	インターネット通信など	修正 インターネットなど
86	震災編	79	79	避難所のうち60か所を「指定給水所」とし、	修正 指定避難所を「指定給水所」とし、
87	震災編	79	79	「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成24年埼玉県告示第1122号)」	修正 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成13年埼玉県告示第393号)」
88	震災編	84	84	市は、地震に伴い水害が発生したときは、保健衛生班により、消毒を実施する。	修正 市は、地震に伴い水害が発生したときは、消毒を実施する。
89	震災編	84	84	また、感染症が発生したときは、消毒の実施及び害虫駆除を実施する。	修正 また、感染症予防のための環境整備や保健指導を実施し、感染症が発生したときは、消毒の実施及び害虫駆除を実施する。

修正箇所一覧

	修正ページ			旧	種別	新
	編	始	終			
90	震災編	84	84		修正	(4)感染症予防対策 マスク、手洗い、うがい、消毒の励行などの保健指導や健康教育を実施する。
91	震災編	85	85	「災害時…マニュアル(環境省)」	修正	「災害時…マニュアル(改訂版)」(平成29年9月環境省)
92	震災編	85	85		追加	5 災害時に起こりやすい健康課題の予防と対策 災害時の健康課題としては、エコノミクス症候群、感染症、ストレス関連障害、便秘、アルコール依存症、生活不活発病などがあり、保健師等はこれらの予防と対策のために環境整備や保健指導、健康相談、健康教育を実施する。
93	震災編	87	87	⑤ 収集体制の確保 災害時には、通常のくみ取り世帯以外に避難所開設やライフラインの被害により、避難所に設置される仮設トイレのくみ取り作業が加わり、収集業務の拡大が見込まれる。 そのため、市災害対策本部との連絡を密にして仮設トイレ設置数を把握し、収集作業を行う市内業者との協定の締結などを進め、災害時の収集体制を確保する。	修正	⑤ 収集体制の確保 災害時には、通常の汲取り世帯以外に避難所開設やライフラインの被害により、避難所等に設置された仮設トイレの汲取り作業が加わり、収集業務の拡大が見込まれる。 そのため、市災害対策本部との連絡を密にし、避難所における仮設トイレの整備状況など情報の共有化を図る。 また、市内汲取り業者との災害時応援協定、災害時の連絡・収集体制に基づき、収集作業を迅速に行えるよう努める。
94	震災編	87	87	環境衛生部 ⑥衛生環境の確保	追加	環境衛生部 ⑥衛生環境の確保 救助第3部
95	震災編	87	87	⑥ 衛生環境の確保 保健衛生部局と協力し、くみ取り世帯への衛生消毒を迅速に実施できる体制を検討する。	修正	⑥ 衛生環境の確保 保健衛生部局と協力し、汲取り世帯への衛生消毒を迅速に実施できる体制を検討する。
96	震災編	87	87	「災害時…マニュアル(環境省)」	修正	「災害時…マニュアル(改訂版)」(平成29年9月環境省)
97	震災編	91	91	川口総合高等学校体育館 連絡先 265-3315	修正	川口市立高等学校体育館 連絡先 483-5917
98	震災編	111	111	動物管理施設へ搬送する	修正	動物管理センターへ収容する
99	震災編	111	111	「2 動物の保護」関係所属 (第4章、第10節、第1)	削除	環境衛生部を削除
100	震災編	111	111	動物管理施設	修正	動物管理センター
101	震災編	111	111	「7 その他」関係所属 (第4章、第10節、第1)	削除	環境衛生部を削除
102	風水害編	2	2	下水道部 水道部	修正	管理部 事業部
103	風水害編	3	3	下水道部長 水道部長	修正	管理部長 事業部長
104	風水害編	6	6	水道事業管理者、下水道部長、水道部長	修正	上下水道事業管理者、管理部長、事業部長
105	風水害編	46	46		修正	<図一消防部署隊の部隊編成図>内「救急小隊」追記及び追記に伴う図の修正
106	風水害編	47	47		追加	3 資機材の整備・配置 水害が発生した場合、河川の増水や道路冠水により人命救助等の消防活動が困難になることが考えられる。このことから、ボートや水上バイク等の水害救助資機材を計画的に整備・配置するとともに、より効果的に活用できる保管場所の確保に努める。 を追記
107	風水害編	49	50		修正	表一荒川重要水防箇所の修正 表一県管理河川重要水防箇所の修正
108	風水害編	56	56	メール(エリアメールを含む防災メール)での伝達	修正	メール(緊急速報メールを含む防災メール)などでの伝達
109	風水害編	65	65	インターネット通信など	修正	インターネットなど
110	風水害編	77	77	避難所のうち60か所を「指定給水所」とし、	修正	指定避難所を「指定給水所」とし、
111	風水害編	77	77	「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成24年埼玉県告示第1122号)」	修正	「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成13年埼玉県告示第393号)」
112	風水害編	82	82	また、感染症が発生したときは、消毒の実施及び害虫駆除を実施する。	修正	また、感染症予防のための環境整備や保健指導を実施し、感染症が発生したときは、消毒の実施及び害虫駆除を実施する。
113	風水害編	83	83		追加	(4)感染症予防対策 マスク、手洗い、うがい、消毒の励行などの保健指導や健康教育を実施する。
114	風水害編	83	83	「災害時…マニュアル(環境省)」	修正	「災害時…マニュアル(改訂版)」(平成29年9月環境省)
115	風水害編	83	83		追加	5 災害時に起こりやすい健康課題の予防と対策 災害時の健康課題としては、エコノミクス症候群、感染症、ストレス関連障害、便秘、アルコール依存症、生活不活発病などがあり、保健師等はこれらの予防と対策のために環境整備や保健指導、健康相談、健康教育を実施する。
116	風水害編	84	84	環境衛生部 (1)尿排出量の推計 下水道施設部	修正	統括部 (1)尿排出量の推計 下水道施設部
117	風水害編	84	84	環境衛生部 (2)尿処理体制の確保	修正	統括部 (2)尿処理体制の確保 環境衛生部
118	風水害編	84	84	⑤ くみ取り体制の確保 災害時には、通常のくみ取り世帯以外に避難所開設やライフラインの被害により、避難所に設置される仮設トイレのくみ取り作業が加わり、収集業務の拡大が見込まれる。 そのため、市災害対策本部との連絡を密にして仮設トイレ設置数を把握し、収集作業を行う市内くみ取り業者との協定の締結などを進め、災害時の収集体制を確保する。	修正	⑤ 収集体制の確保 災害時には、通常の汲取り世帯以外に避難所開設やライフラインの被害により、避難所等に設置された仮設トイレの汲取り作業が加わり、収集業務の拡大が見込まれる。 そのため、市災害対策本部との連絡を密にし、避難所における仮設トイレの整備状況など情報の共有化を図る。 また、市内汲取り業者との災害時応援協定、災害時の連絡・収集体制に基づき、収集作業を迅速に行えるよう努める。
119	風水害編	85	85	⑥ 衛生環境の確保 水害時には、くみ取り便槽等が水没したり、便槽に雨水が流入することがあるため、速やかにくみ取り、周辺の衛生消毒を迅速に行う体制を検討する。	修正	⑥ 衛生環境の確保 水害時には、汲取り便槽等が水没したり、便槽に雨水が流入することがあるため、速やかにくみ取り、周辺の衛生消毒を迅速に行う体制を検討する。
120	風水害編	85	85	「災害時…マニュアル(環境省)」	修正	「災害時…マニュアル(改訂版)」(平成29年9月環境省)
121	風水害編	88	88	3 市有機動力及び労働者の不足した場合の処置 渉外部	削除	
122	風水害編	89	89	川口総合高等学校体育館 連絡先 048-265-3315	修正	川口市立高等学校体育館 連絡先 483-5917
123	風水害編	103	103	動物管理施設へ搬送する	修正	動物管理センターへ収容する
124	風水害編	103	103	「2 動物の保護」関係所属 (第5章、第10節)	削除	環境衛生部を削除
125	風水害編	104	104	動物管理施設	修正	動物管理センター
126	風水害編	104	104	「7 その他」関係所属 (第5章、第10節)	削除	環境衛生部を削除
127	風水害編	114	114		追加	「また、老朽化した防火水槽の強化・長寿命化を計画的に実施する。」追記
128	風水害編	118	118		追加	「又は、大型プロア装置を配置した」の追記
129	風水害編	122	122	メールでの伝達	修正	メールなどでの伝達
130	風水害編	183	183	避難所のうち60か所を「指定給水所」とし、	修正	指定避難所を「指定給水所」とし、

修正箇所一覧

修正ページ			旧	種別	新
編	始	終			
131	風水害編	183	183	更新	消防局は、給水制限が実施された場合、水道局と連携を図り
132	風水害編	188	188	修正	植木を中心とする花き
133	風水害編	196	196	修正	市(水道部、下水道部)
134	風水害編	198	198	修正	市内に支店を有する農業協同組合
135	資料編	8	8	更新	別表第3 職員動員の計画
136	資料編	23	26	修正	資料1.7 川口市防災リーダー認定講習実施要綱 様式第1号、様式第2号、様式第4号
137	資料編	45	45	修正	048(255)5665
138	資料編	48	48	削除	特例市災害時相互応援に関する協定書
139	資料編	48	48	追加	中核市災害相互応援協定
140	資料編	52	52	削除	埼玉県生麺業協同組合川口支部 (有)メルベン (有)ユウデイベーカー (有)鳳月堂 (株)トウエイ (協)川口給食センター イオンモール川口 イオン川口 (株)ダイエー
141	資料編	52	53	追加	協定追加 ・資料1.83 災害時における地固製品等の供給等に関する協定書 ・資料1.84 地域貢献型広告に関する協定書 ・資料1.85 防災啓発活動等を通じた地域創生に関する協定書 ・資料1.86 防災啓発活動等を通じた地域創生に関する協定書 ・資料1.87 川口市被災建築物応急危険度判定に関する協定書 ・資料1.88 川口市被災建築物応急危険度判定に関する協定書 ・資料1.89 災害時における被害調査の支援に関する協定書 ・資料1.90 災害時における物資の供給等に関する協定書 ・資料1.91 災害時における被災者支援に関する協定書
142	資料編	60	61	修正	埼玉県下消防相互応援協定
143	資料編	63	63	修正	東北高速道路管内市(組合)間の消防相互応援協定
144	資料編	256	278	追加	協定追加 ・資料1.83 災害時における地固製品等の供給等に関する協定書 ・資料1.84 地域貢献型広告に関する協定書 ・資料1.85 防災啓発活動等を通じた地域創生に関する協定書 ・資料1.86 防災啓発活動等を通じた地域創生に関する協定書 ・資料1.87 川口市被災建築物応急危険度判定に関する協定書 ・資料1.88 川口市被災建築物応急危険度判定に関する協定書 ・資料1.89 災害時における被害調査の支援に関する協定書 ・資料1.90 災害時における物資の供給等に関する協定書 ・資料1.91 災害時における被災者支援に関する協定書
145	資料編	279	279	更新	資料2.1 防災会議委員名簿
146	資料編	280	283	更新	資料2.2 各課別職員動員内訳表
147	資料編	284	284	更新	資料2.3 施行状況(進捗率等)を更新
148	資料編	284	284	更新	資料2.4 市街地再開発事業整備状況
149	資料編	285	285	更新	資料2.5 優良建築物等整備事業
150	資料編	292	292	修正	制度名 生け垣設置奨励補助制度 緑化促進と災害防止の観点から生け垣等を新設又は既存塀を生け垣等に改修する場合に補助を行う。 生け垣 ○補助金額:1m当たり10,000円(条件により12,000円/m) ○補助限度額:24万円 植込地 ○補助金額:1㎡当たり10,000円(条件により11,000円/m) ○補助限度額:11万円
151	資料編	294	294	修正	市立川口総合高等学校
152	資料編	294	294	修正	川口市立高等学校
153	資料編	294	294	修正	(旧)市立川口高等学校
154	資料編	297	297	修正	(旧)市立県陽高等学校
155	資料編	297	297	修正	川口市立高等学校 電話 483-5917 (旧)市立川口高等学校 廃校のため、現在電話なし
156	資料編	297	297	修正	(旧)市立県陽高等学校 電話 252-4139
157	資料編	299	299	修正	資料2.16 一とき避難所一覧(風水害)
158	資料編	303	324	更新	資料2.19 要配慮者施設一覧 ・荒川浸水想定を更新1022箇所 ・施設の修正、追加、削除
159	資料編	325	325	更新	資料2.20 防災監視装置一覧
160	資料編	326	327	更新	資料2.21 川口市防災行政無線一覧
161	資料編	328	328	修正	かわぐち109 防災課内
162	資料編	329	329	修正	元郷4丁目町会
163	資料編	331	331	更新	232
164	資料編	334	334	更新	資料2.24 指定給水所
165	資料編	335	335	更新	「4単管パイプ」の行を削除、「南平浄水場」の列を削除、各数値の更新
166	資料編	338	343	更新	資料2.27 川口市医師会加入医療機関一覧表
167	資料編	344	346	更新	資料2.28 川口歯科医師会加入医療機関一覧表
168	資料編	355	358	更新	資料2.33 指定文化財一覧表
169	資料編	364	364	更新	資料2.38 危険物施設一覧